

環境と保健地域フォーラム 憲章のポイント

目標・目的

- ・ 環境に関わる健康の問題を、南東・東アジア各国の能力を向上させることによって、域内各国内で効率的に取り扱う。
- ・ 知識と経験を共有するメカニズムを提供し、国家レベル、地域レベルでの政策及び規制の枠組みを改善し、統合的な環境と保健の戦略及び規制の実施を促進することで、各国間および地域全体の環境と保健を担当する省庁間の協力を強化する。
- ・ 具体的には、
 - 健康、環境の持続性、貧困および国連ミレニアム開発目標の下での発展のための地球規模の連携といった目標を効果的、効率的に達成する。
 - 連携的な制度的メカニズムの設置によって、南東・東アジア域内各参加国内において、全てのレベルでの環境衛生の統合的なマネジメントを制度化する。
 - 各国に、優先的な環境衛生上のリスクの評価、費用効率の良い全国的な環境衛生行動計画の開発と実施を可能とさせ、それを様々な利害関係者にも行き渡らせる。

2007年～2010年間の優先取組事項

- ・ 政府は、大気質、水供給と衛生、固形・有害廃棄物、有害化学物質、気候変動・オゾン層の減少・生態系の変化、緊急事態への対応の各分野を優先分野とし、健康影響対策に取り組む。
- ・ 取組に当たっては、環境の状況が疾病や死亡といった大きな負荷をもたらす地域や、影響に関する情報が十分でなく重大なリスクが発生しつつある地域、脆弱な人口集団などの判断基準を参照できる。
- ・ 分野を越えた計画立案や地域社会の動員が重要。予防措置が重視されるべき。共同の努力や地域協力、国際協力が必要。

- ・ 能力の向上、情報の普及、教育、訓練、更なる研究が促進されるべき。

組織

- ・ 憲章の意図を達成するため、
 - 閣僚級地域フォーラム（3年おきに開催）
 - テーマ別ワーキンググループ、
 - 諮問委員会（ の議長・副議長及び の議長で構成）
 - 事務局（WHO 及び UNEP）の各組織を編成する。

今後の取組

- ・ 域内各国には、以下の事項を奨励。
 - ミレニアム開発目標のような地球規模・地域規模での合意の実施を確かなものとするために、環境劣化および健康へのネガティブな影響の傾向に取り組み、これを逆転させる。
 - 能力開発や、情報・技術・資源・学習の交換の促進のために、機関や部門を越えた技術作業グループ及び全国的な調整機構・手続を設立・強化し、他の国とリンクさせる。
 - 各国で環境衛生の問題が効果的に取り組まれるよう、環境と保健に関する国家行動計画（NEHAP）又は同等の計画を策定し、常にアップデートし、確実に実施する。
 - NEHAP の実施を支援する活動ができるよう、様々な利害関係者の能力を開発する。
- ・ 国際パートナー組織には、以下の事項を奨励。
 - 適切な技術的・財政的援助、情報共有や専門家の意見の提供などによって、この地域的イニシアティブを支援する。
 - NEHAP や同等の計画の開発及び実施を支援する。
 - 相乗効果を上げ、重複を避け、資源を最大限に活用できるよう、国際組織間の調整や協調を強化する。
 - 既存の政府間プロセスとの適切な調整を行う。
- ・ 南東・東アジア諸国の環境担当大臣と保健担当大臣は、各国及び地域での進展を評価し、健康への環境上の重大な脅威を削減するための具体的な行動に関する合意をできる限り迅速に得るため、3年以内に再度会合を持つこととする。